各都道府県担当部長 宛

農林水産省食料産業局総務課長 農林水産省食料産業局輸出促進グループ長

マレーシア向けに輸出される食品に関する輸入規制の変更について

マレーシア向けに輸出される食品につきましては、「海外向けに輸出される農林水産物及び食品等に関する証明書の発行について」(平成23年4月21日付23国際第83号)及び「マレーシア向けに輸出される食品に関する証明書の発行について」(平成23年4月29日付23国際第134号)等により、全都道府県・食品を対象として日付証明・産地証明を求めること、ただし、福島県の全ての食品、宮城県のきのこ類及び水産物並びに栃木県、群馬県及び岩手県のきのこ類については、マレーシア側で全ロット検査の対象となることをお知らせしたところです。

10月15日以降、マレーシア保健省は、宮城県のきのこ類及び水産物についてはマレーシア側での全ロット検査対象から解除し、証明書様式を別添のとおり変更することを決定しましたのでお知らせします。

【10月15日以降の規制措置】

- 1 - 7 - 1 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7			
対象地域・品目	規制内容	備考	
福島県の全ての食品	政府機関による産地証明を要求	平成 23 年 3 月 11	
栃木県、群馬県、岩手県のきのこ類	マレーシアにて全ロット検査	日より前に生産・	
栃木県、群馬県、岩手県のきのこ類	政府機関による産地証明を要求	加工された食品に	
以外		ついては、日付証	
上記4県以外の全ての食品		明を要求	

【これまでの規制措置】

対象地域・品目	規制内容	備考
福島県の全ての食品	政府機関による産地証明を要求	平成 23 年 3 月 11
宮城県のきのこ類・水産物	マレーシアにて全ロット検査	日より前に生産・
栃木県、群馬県、岩手県のきのこ類		加工された食品に
宮城県のきのこ類・水産物以外	政府機関による産地証明を要求	ついては、日付証
栃木県、群馬県、岩手県のきのこ類		明を要求
以外		
上記 <u>5</u> 県以外の全ての食品		

DECLARATION FOR THE IMPORT INTO MALAYSIA OF

		(*)
Consig	nment No:([#])	Certificate No:
the in	•	the Ministry of Health, Malaysia (1) imposing conditions governing n or consigned from Japan following the accident at the Fukushima
		(Competent Authority)
DECLA	RES that the	
of this	consignment composed of	(food products)
embar on by going t which	(description of consign ked at	ment, product, number and type of packages, gross or net weight)
	has been harvested and/c	or processed before 11 March 2011
	is originating from a prefe	cture other than Fukushima, Tochigi, Gunma and Iwate
	is originating from the pre	efectures Fukushima, Tochigi, Gunma and Iwate
		Date of Issue :
		Signature:
		Name of authorised officer:
	(Stamp of Organisation)	Designation :

^(*) Product and Country of Origin (#)Container No/BL No/Airway Bill No etc

⁽¹⁾ Food Act 1983